岩手県告示第178号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
千田歯科医院	北上市本石町一丁目6番35号	平成25年11月1日
馬っこ薬局	一関市千厩町千厩字町浦47番地2	平成25年11月30日
岡本歯科医院	奥州市水沢区字宮下町69番地	平成25年12月31日
アイン薬局釜石店	釜石市大字平田第5地割84番地5	II
ニコニコ薬局	北上市中野町一丁目10番29号	平成26年1月8日